第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十二
（略）	（略）	（略）

（令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域）

第百二十五条　令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。

（令第十三条第一項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める区域）

第百二十六条　令第十三条第一項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める区域は、Ａ１水域及びＡ２水域とする。

（乗船基準の特例）

第百三十一条　法第二十三条の三十六第一項の国土交通省令で定める事由は、航行の態様が乗船基準において考慮された小型船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由とする。

第百三十二条　法第二十三条の三十六第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、第十四号様式による特例許可申請書を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長（外国において領事官の許可を申請する場合にあつては、領事官）に提出しなければならない。

２　（略）

第百三十三条　第六十五条の規定は、領事官が法第二十三条の三十六の事務を行つた場合について準用する。

（自己操縦）

第百三十四条　法第二十三条の四十第二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一～三　（略）

第百三十五条　法第二十三条の四十第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六　（略）

（危険な操縦の方法）

第百三十六条　法第二十三条の四十第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

（船外への転落に備えた措置）

第百三十七条　法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四　（略）

２　前項各号に掲げる場合（次項に規定する場合を除く。）に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあつては、当該船舶に救命設備若しくは特殊設備として備え付けられ、又は当該船舶に持ち込まれた次の第一号から第三号までに掲げるもの（持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。）のいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあつては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。

一～四　（略）

第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十二
（略）	（略）	（略）

（令第十一条第一項の国土交通省令で定める区域）

第百二十五条　令第十一条第一項の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。

（令第十一条第二項の国土交通省令で定める部分）

第百二十六条　令第十一条第二項の国土交通省令で定める部分は、令第五条（第一項第一号から第三号までの規定を除く。）及び令別表第一配乗表の適用に関する通則３及び４イ並びに同表第四号の表のうち総トン数二十トンの船舶に適用される部分及び同表第五号の表㈠の表とする。

（乗船基準の特例）

第百三十一条　法第二十三条の三十二第一項の国土交通省令で定める事由は、航行の態様が乗船基準において考慮された小型船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由とする。

第百三十二条　法第二十三条の三十二第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、第十四号様式による特例許可申請書を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長（外国において領事官の許可を申請する場合にあつては、領事官）に提出しなければならない。

２　（略）

第百三十三条　第六十五条の規定は、領事官が法第二十三条の三十二の事務を行つた場合について準用する。

（自己操縦）

第百三十四条　法第二十三条の三十六第二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一～三　（略）

第百三十五条　法第二十三条の三十六第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六　（略）

（危険な操縦の方法）

第百三十六条　法第二十三条の三十六第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

（船外への転落に備えた措置）

第百三十七条　法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四　（略）

２　前項各号に掲げる場合（次項に規定する場合を除く。）に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあつては、当該船舶に救命設備若しくは特殊設備として備え付けられ、又は当該船舶に持ち込まれた次の第一号から第三号までに掲げるもの（持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。）のいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあつては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。

一～四　（略）